

徳島県病院局告示第十二号

徳島県病院局公印規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第四号）第五条第一項の規定により、令和七年八月一日次のように中央病院長印の改刻をした。

令和七年八月一日

徳島県病院事業管理者

北 畑 洋

